

特定非営利活動法人
北海道障がい者乗馬センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 北海道障がい者乗馬センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区盤渓 256 番地 2 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、心身上に障がいを有する者(以下「障がい者」という。)の身体的精神的機能の回復や維持のためのトレーニング乗馬と健常者の乗馬指導及び障がい者の健全な成長への支援を行い、障がい者とその家族が地域で豊かに暮らすことができる福祉社会の醸成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障がい者の乗馬トレーニング事業
- (2) 児童及び一般の乗馬指導事業
- (3) 乗馬セラピー啓発普及事業
- (4) 乗馬による地域交流事業
- (5) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (6) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業及び通所支援事業
- (7) この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体をいい、個人の正会員を「個人正会員」、団体の正会員を「団体正会員」

と呼ぶ。

- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人及び団体をいい、個人の賛助会員を「個人賛助会員」、団体の賛助会員を「団体賛助会員」と呼ぶ。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員又は賛助会員(以下「会員」という。)になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、正当な理由がない限りこれを認めることとし、認めないときは理由を付した書面をもって、速やかに本人に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えることとする。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうち、それぞれの役員の配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し業務を統括する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合、役員任期は、任期末日後、最初に開催された総会の終結するまで任期を延長する。
- 3 補欠又は増員によって就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

(顧問)

第20条 この法人は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会で議決し理事長が期間を定めて任命する。

- 3 顧問は、この法人の事業運営に関して、理事長に提言することができる。
(職員)
第 21 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

- (種類)
第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。
(構成)
第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。
(権能)
第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
(4) 事業報告及び収支決算
(5) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
(6) 借入金(その年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ)その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
(7) その他運営に関する重要な事項
(開催)
第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員の総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。
(招集)
第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 14 日前までに通知しなければならない。
(議長)
第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
(定足数)
第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会できない。
(議決)
第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によって予め通知した事項と

する。ただし、議事が緊急を要するもので、出席正会員の3分の2以上の議決があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 会員の総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、捺印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の適用については理事会に出席したものみなす。

4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、捺印しなければならない。

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決により理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定に係わらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算作成後に止むを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正を行うことができる。

(事業報告及び収支決算)

第 47 条 この法人の事業報告、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上の余剰金は、次年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の許可を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 2 分の 1 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、総会の議決を経て、法第 11 条第 3 号に掲げるもののうち、この法人と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄付するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に、インターネットのホームページによる。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則 1

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	後藤良忠
専務理事	竹井俊介
理 事	要海博司
同	太田幸枝
同	谷口春枝
同	加藤伸一
監 事	丹羽祐而
同	佃 由廣
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初年度の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 個人正会員 : ① 入会金 10,000 円 (但し、当分の間は免除する。)
② 年会費 7,000 円
 - (2) 団体正会員 : ① 入会金 10,000 円 (但し、当分の間は免除する。)
② 年会費(1 口) 30,000 円
 - (3) 個人賛助会員 : ①入会金 なし ②年会費(1 口) 10,000 円
 - (4) 団体賛助会員 : ①入会金 なし ②年会費(1 口) 30,000 円

附 則 2

- 1 この定款は、平成 24 年 11 月 12 日から施行する。
- 2 この定款は、平成 28 年 8 月 15 日から施行する。